

# 国民健康保険被保険者証の更新について

現在交付している保険証（うきは市国民健康保険被保険者証）の有効期限は、平成30年3月31日までとなっています。

このため、3月下旬に新しい保険証を該当世帯へ簡易書留で郵送します。

なお、現在お持ちの保険証は、4月以降は使用できませんので、各自で破棄してください。（区長さんは回収していません。）

また、制度改正に伴い、平成31年度から国民健康保険被保険者証の更新時期が「8月1日」になるため、今回お送りする国民健康保険被保険者証の有効期限が下記のとおりとなります。



現在（平成29年度）の有効期限 平成30年3月31日まで	⇒	平成30年度の有効期限 平成30年4月1日から平成31年7月31日まで
---------------------------------	---	--

## ●保険証の郵送を希望しない方へ

保険証の郵送を希望しない方は、3月7日（水）までに市民生活課国保・年金係（Tel75-4973）へご連絡ください。新しい保険証の受け取りは、3月22日（木）以降に希望した窓口「市役所（本館）市民生活課国保・年金係または浮羽市民課（市民センター2階）」へお越しください。

## ●就学や施設入所で住民票が市外にある方へ

就学や施設への入所のために住民票を市外に移した方は、市民生活課国保・年金係（市役所本館）または浮羽市民課（市民センター2階）へ申請してください。在学証明書や在園証明書が必要です。※平成30年度の申請をされる場合、証明日が4月1日以降の証明書が必要となります。

## ○平成30年度中（平成31年7月31日までの間）に65歳になる退職者被保険者の方へ

退職の保険証をお持ちの方で、平成30年4月2日以降に65歳になられる方は、誕生月の翌月（1日生まれは誕生月）から「一般」の保険証になるため、有効期限が誕生月の末日までとなっています。

## ○平成30年度中（平成31年7月31日までの間）に75歳になる方へ

平成30年度中に75歳になる方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療の被保険者になります。このため、国民健康保険被保険者証の有効期限は75歳になる日の前日までとなります。

### ～更新後のお願い～

- ・保険証を受け取られたら、必ず内容を確認してください。
- ・保険証の記入事項は、勝手に訂正できません。
- ・事業所等の健康保険に加入したとき、あるいは保険証の記入事項に変更、訂正があるときは速やかに届けてください。
- ・医療機関等を利用するときは、必ず保険証を窓口で提示してください。
- ・はり・きゅう施術券の交付を受けたい方は、必ず保険証をご持参ください。



## ●問合せ

市民生活課国保・年金係 Tel75-4973